

# 公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(JBLSF)

## 寄附金規程

### (目的)

第1条 公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟は、本連盟が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるために、この規程を制定する。

### (定義)

第2条 この規程において寄附金とは寄附者が、本連盟が行う公益目的事業及び法人運営に充てるため、反対給付を受けることなく寄附する金銭をいう。

2 この規程においてその他の財産とは、寄附者がこの法人が行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等で金銭以外のものをいう。

### (寄附金の募集)

第3条 本連盟は寄附金を募ることができる。

2 用途が特別に指定されている寄附金または寄附物品等は、寄附者の指定に従い使用する。

3 用途が限定されていない寄附金については、定款第4条に定める公益目的事業に使用するほか、本連盟の運営上必要な範囲で管理費に使用することができる。ただし、その場合であっても管理費として使用できるのは寄附金額の50%以下とする。用途が限定されていない寄附物品等についても同様とする。

### (寄附受入の制限)

第4条 寄付金が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄付金の受領を辞退しなければならない。

(1) 法律に抵触するとき

(2) 連盟の業務遂行上支障があると認められるとき

(3) 連盟が受け入れるときに、社会通念上不相当と認められるとき

(4) 反社会的勢力に係るものからの寄付と認められるとき

### (情報公開)

第5条 本連盟が受領する寄附金については、公益財団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

### (個人情報保護)

第6条 寄附金に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

### 附則

1 この規程は、2015年（平成27年）9月28日から施行する。

2 2023年（令和5年）4月27日 一部改訂

(一般寄付金)

公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟 宛

## 寄付金申込書

公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟が実施する事業の趣旨に賛同し、下記のとおり寄付いたします。

年 月 日

**寄付金額: 金 円也**

(ご送金予定日: 年 月 日)

※上記寄付金については、公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟が定める寄付金規程に基づき使用されることに同意します。

ご住所

お名前 (団体名)

代表者お名前 (役職)

ご連絡先 TEL

FAX

(担当者お名前

<受領書ご送付先> ※上記住所と異なる場合のみ、記載してください

ご住所

宛名

(銀行振込先)

振込口座: 八十二銀行 本店営業部 普通 1177198

口座名: 公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟 会長 北野貴裕

(特定寄付金)

公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟 宛

## 寄付金申込書

年 月 日

寄付金額: 金 円也

(ご送金予定日: 年 月 日)

寄付金使途: \_\_\_\_\_

※本寄付金については、使途を上記の通り特定します。

※本寄付金については、公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟  
が定める寄付金規程に基づき使用されることに同意します。

ご住所 \_\_\_\_\_

お名前(団体名) \_\_\_\_\_

代表者お名前(役職) \_\_\_\_\_

ご連絡先 TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_ (担当者お名前 \_\_\_\_\_)

<受領書ご送付先> ※上記住所と異なる場合のみ、記載してください

ご住所
宛名

(銀行振込先)

振込口座: 八十二銀行 本店営業部 普通 1177198

口座名: 公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟 会長 北野貴裕